

平成十八年三月二日付け広島県報（定期）第十六号に登載の広島県告示第二百十七号（車両制限令の規定による通行する車両の高さの最高限度を四・一メートルとする道路の指定）の表の一部を次のように訂正する。

土木建築局道路河川管理課長

五	ページ			
上	段			
の 一	区間の欄	行		
五 三 六 六 番 一 地 先	尾道市栗原町字東長田	誤		
六 地 先	尾道市西御所町二番六	正		